

佐賀県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川内 巖木線	伊万里市南波多町古川字城名五八五番地先から 伊万里市大川町川西字楠田九五五番地先まで	平成二二・三・三一